

(参考様式1)

# 人・農地プラン

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	更新年月 (1回目)	更新年月 (2回目)	更新年月 (3回目)	更新年月 (4回目)	更新年月 (5回目)	更新年月 (6回目)
尾張旭市	市全域	H27年1月	H28年1月	H29年2月	H30年1月	H31年2月	R3年3月	R4年3月

## 1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有 無	現状 〔令和2年度〕		計画 〔令和7年度〕		農地中間管 理機構から の借入希望 の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取組 年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)				次世代 人材投 資事業 (開始 型)	スー パーL 資金の 金利負 担軽減 措置	経営体 育成支 援事業	その他	
認農	A	69 才	1 名	無	水稲 露地野菜	13.2 ha	(水稲) 露地野菜	12.5 ha	有	農地集積	26	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 肥培管理徹底による高品質化</li> <li>• 作業受託の拡大と集積</li> <li>• 水稲の規模縮小と露地野菜の規模拡大</li> </ul>	
認農	B C D E	50 47 79 69 才	4 名	有	水稲 いちじく	14.6 1.1 ha	水稲 いちじく	15.3 1.0 ha	有	規模拡大 農地集積 6次産業化	26	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族経営協定</li> <li>• 作業受託の拡大と集積</li> <li>• いちじくの面積拡大と6次産業化</li> </ul>	
認農	F G H	53 48 72 才	3 名	有	水稲 施設野菜	8.8 ha	水稲 施設野菜	10.0 ha	有	規模拡大 農地集積 高付加価値化	26	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族経営協定</li> <li>• エコファーマー認定を生かした高付加価値化</li> <li>• 加工・直売施設の導入による6次産業化</li> </ul>	
法	I農業法人	81 才	3 名	有	水稲	7.7 ha	水稲 露地野菜	7.8 ha	有	規模拡大 農地集積	29	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施肥管理による減農薬等の生産方式合理化</li> <li>• 不耕起直播拡大による作業時期の分散化</li> </ul>	
法	J農業法人	69 才	5 名	無	果樹 露地野菜	0.3 ha	果樹 露地野菜	— ha	有	新規就農 規模拡大 農地集積	31				<ul style="list-style-type: none"> <li>• 濁池地区の畑地を中心に担う。</li> <li>• 中間管理事業を活用した農地の集積</li> </ul>	
新就	K	46 才	1 名	無	果樹 露地野菜	0.2 ha	果樹 露地野菜	0.2 ha	有	規模拡大 農地集積	29					

認就	L	34 才	1 名	無	露地野菜	0.5 ha	(水稲) 露地野菜	1.3 ha	有	新規就農 規模拡大 農地集積	元	〇	〇			・南栄・晴丘地区の畑地を中心に担う。 ・中間管理事業を活用した農地の集積
認就	M	36 才	1 名	無	いちじく	0.3 ha	いちじく	0.4 ha	有	新規就農 規模拡大 6次産業化 高付加価値化	元	〇	〇			・稲葉地区において規模拡大を図る。 ・中間管理事業を活用した農地の集積
認就	N	34 才	1 名	無	露地野菜	0.2 ha	(水稲) 露地野菜	0.8 ha	有	新規就農 規模拡大 農地集積	2	〇	〇			・南栄・晴丘地区の畑地を中心に担う。 ・中間管理事業を活用した農地の集積

## 2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はあるが十分ではない / 担い手がいない

※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※ 「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

※ 集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

### 3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化などにより離農する農家の農地については、担い手へ集積を図る。</li> <li>・農業委員会により遊休農地の利用調整・あっせんを行う。</li> <li>・新規参入を促進し、耕作放棄地解消を図る。</li> <li>・高収益作物の生産に取り組み、収益の向上を図る。</li> </ul>
担い手の分散錯圃を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

### 4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農地利用集積計画による既存の利用権設定については、農地中間管理機構への変更に理解を示すものは農地中間管理機構を活用する。</li> <li>・畑地の集積については、農地中間管理事業を活用する。</li> </ul>
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]	○	

### 5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

【国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。】

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 〔平成26年度〕		計画 〔平成31年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
別紙のとおり	才		ha		ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

### 6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化	○	<p>尾張旭市には、「地域の中心となる担い手」として水田を集約的に借り入れている大規模農家が4人存在し、担当する地区が定まっている。また新規就農者の参入により、畑についても、担い手による利用集積について周知していくとともに、農地中間管理機構への利用調整・あっせんを行い耕作放棄地の発生抑制、解消に努める。</p> <p>今後は担い手は利用集積による作業の効率化と規模拡大を図り、畑については、生産品目を明確化し、生産量の向上と所得安定を目指す。また、6次産業化や高付加価値化などの取組を推進しながら経営基盤の強化を目指す。併せて、地域農業の新たな担い手として、引き続き意欲のある新規就農者の支援を行っていくとともに、効率的かつ安定的な農業経営を進めるため、認定農業者により設立された農業法人の経営についても支援していく。</p> <p>◆人・農地プラン実質化地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質化済とみなす地区：長池地区、稲葉地区</li> <li>・実質化した地区：濁池地区、二反田地区、南栄・晴丘地区</li> <li>・今後検討：上の山地区、柏井地区、維摩池地区、平子地区、霞ヶ丘地区、旭ヶ丘地区</li> </ul>
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化	○	
新 規 就 農 の 促 進	○	
その他 [耕作放棄地対策・農業経営の法人化]	○	